

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【公表番号】特表2010-508093(P2010-508093A)
 【公表日】平成22年3月18日(2010.3.18)
 【年通号数】公開・登録公報2010-011
 【出願番号】特願2009-534962(P2009-534962)
 【国際特許分類】

A 6 1 M 1/10 (2006.01)

A 6 1 F 2/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/22

A 6 1 F 2/24

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月8日(2010.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者における心不全を治療する装置であって、
 本体と、

前記患者の心房中隔において与えられる孔に前記本体を取り付けるよう適合される取付け手段と、

運搬カテーテルにおけるケーブルとの解放可能な係合に対して適合され、且つ前記ケーブルを前記本体に対して実質的に軸方向中心に位置付けるよう適合される、少なくとも1つの据付け手段と、

少なくとも1つの逆止め弁を中に有する前記本体を通る少なくとも1つの通路と、
 を有し、

該通路は、前記据付け手段とは別に (a s i d e f r o m t h e a t t a c h m e n t m e a n s) 実質的に妨げられず、

当該装置は使用時に、前記患者の左心房圧が前記患者の右心房圧を所定の量分以上回る際に、前記左心房から前記右心房まで前記通路を通して血液が流れ得るよう前記逆止め弁が開放し、それによって前記左心房圧を低減するよう、方向付けられ、
 装置。

【請求項2】

前記少なくとも1つの据付け手段は、前記本体において対称的に位置付けられる、
 請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記少なくとも1つの据付け手段は、前記カテーテルにおける前記ケーブルの遠位端部に近接する前記本体の側部に位置付けられる、
 請求項2記載の装置。

【請求項4】

前記少なくとも1つの据付け手段は、前記本体に対して接続される1つ又はそれより多くの対称的なストラットを有する、
 請求項1記載の装置。

【請求項 5】

前記少なくとも 1 つの据付け手段は、前記カテーテルにおける前記ケーブルの遠位端部に対して離れた前記本体の側部上に位置付けられ、

前記ケーブルは、前記少なくとも 1 つの据付け手段に係合するよう前記孔及び前記弁を通過する、

請求項 4 記載の装置。

【請求項 6】

前記少なくとも 1 つの据付け手段は、前記カテーテルの前記ケーブルとのねじ込み式の解放可能な係合に対して適合される、

請求項 1 乃至 5 のうちいずれか一項記載の装置。

【請求項 7】

前記弁は、ダックビル弁、小葉弁、フラップ弁、ディスク・イン・ケージ型弁、又はボール・イン・ケージ型弁である、

請求項 1 乃至 6 のうちいずれか一項記載の装置。

【請求項 8】

前記弁は、閉位置に対して付勢される、

請求項 7 記載の装置。

【請求項 9】

前記弁は、前記弁の材料の固有の弾性によって前記閉位置に対して付勢される、

請求項 8 記載の装置。

【請求項 10】

前記弁は、圧力差の前記所定の量が少なくとも約 2 mm Hg である際に、開放する、

請求項 8 又は 9 記載の装置。

【請求項 11】

前記弁は、圧力差の前記所定の量が約 5 乃至 25 mm Hg である際に、開放する、

請求項 10 記載の装置。

【請求項 12】

前記弁は、圧力差の前記所定の量が約 5 乃至 15 mm Hg である際に、開放する、

請求項 11 記載の装置。

【請求項 13】

前記本体を通る単一の通路を有する、

請求項 1 乃至 12 のうちいずれか一項記載の装置。

【請求項 14】

前記単一の通路は、前記本体に対して中心に位置決めされる、

請求項 13 記載の装置。

【請求項 15】

可撓性である、

請求項 1 乃至 14 のうちいずれか一項記載の装置。

【請求項 16】

変形可能であり得るが、のちにその本来の形状に戻る材料から形成される、

請求項 15 記載の装置。

【請求項 17】

二チノールから形成される、

請求項 16 記載の装置。

【請求項 18】

折畳み可能であり、カテーテルを介して埋め込まれるよう適合される、

請求項 1 乃至 17 のうちいずれか一項記載の装置。

【請求項 19】

当該装置は、前記患者の心房中隔において作られる孔を通過することができる寸法まで折畳み可能であり、また、当該装置の少なくとも複数の部分が前記患者の心房中隔におけ

る前記孔を通過することができない形状に戻るよう適合される、
請求項 18 記載の装置。

【請求項 20】

ニチノールメッシュから形成される、
請求項 19 記載の装置。